

**広島市告示第203号**

平成27年4月13日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第3号の規定による地籍調査の数値情報化事業を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 事業計画が公示された年月日

平成27年4月13日

2 数値情報化を実施する者の名称

広島市

3 実施地域

広島市佐伯区湯来町大字麦谷の一部

4 実施期間

平成27年4月13日から平成28年3月31日まで

**広島市告示第204号**

平成27年4月13日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年広島市条例第64号）第5条第1項の規定に基づき、平成26年4月1日付け広島市告示第210号で告示した地番のうち、別紙の地番については取り消します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

**広島市告示第205号**

平成27年4月13日

騒音の規制に関する定め（昭和61年4月1日広島市告示第96号）の一部を次のように改正し、平成27年4月13日から適用する。

広島市長 松井 一 實

第3号の表特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第1号ニに該当する区域の項中において、「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

**広島市告示第206号**

平成27年4月13日

振動の規制に関する定め（昭和61年4月1日広島市告示第97号）の一部を次のように改正し、平成27年4月13日から適用する。

広島市長 松井 一 實

第3号の表規則別表第1の付表の第1号ニに該当する区域の項

中において、「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

**広島市告示第207号**

平成27年4月14日

広島市祇園町外二ヶ町土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、役員就（退）任届が提出されたので、同条第17項の規定により、公告します。

広島市長 松井 一 實

1 就任役員

職名	氏名	住所	新任重任の別
理事	石本 誠治	広島市安佐南区八木八丁目10番3号	新任
理事	加藤 紘一	広島市安佐南区八木二丁目7番15号	重任
理事	海恵 裕志	広島市安佐南区緑井一丁目5番1-2801号	新任
理事	植竹 正彦	広島市安佐南区緑井八丁目10番29号	重任
理事	横田 淳子	広島市安佐南区中須二丁目17番3号	重任
理事	天満 茂生	広島市安佐南区西原九丁目20番12号	重任
理事	増原 康昭	広島市安佐南区西原八丁目40番14号	重任
理事	竹中 勝	広島市安佐南区西原八丁目31番13号	重任
理事	松本 政諠	広島市安佐南区西原六丁目24番27号	重任
理事	石田 賢治	広島市安佐南区西原五丁目9番25号	重任
理事	島本 啓司	広島市安佐南区西原五丁目17番27号	重任
理事	米田 清	広島市安佐南区西原一丁目3番11-8号	新任
監事	西河内 齊	広島市安佐南区八木九丁目8番24号	重任
監事	川井 孝治	広島市安佐南区緑井一丁目11番10号	重任
監事	岡本 正明	広島市安佐南区西原八丁目4番33号	新任

2 就任の事由及び任期

(1) 就任の事由

役員の任期満了に伴う選任による。

(2) 任期

平成27年3月5日から平成31年3月4日まで（4年間）

3 退任役員

職名	氏名	住所
理事	海 恵 貢	広島市安佐南区緑井六丁目3番12号
理事	米 田 聖	広島市安佐南区西原一丁目3番11-8号
監事	大 谷 賢 治	広島市安佐南区西原八丁目15番38号

広島市告示第208号

平成27年4月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

広島市告示第209号

平成27年4月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項が準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松 井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 フレスタ上天満店
- (2) 所在地 広島市西区上天満町10番30ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フレスタ  
 代表取締役 宗兼 邦生  
 広島市西区横川町三丁目2番36号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 (変更前) 1,488㎡  
 (変更後) 1,922㎡
- (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐車場No.	収容台数
1 (敷地北側)	61台
2 (建物北西側)	13台
合 計	74台

(変更後)

駐車場No.	収容台数
1 (敷地北側)	61台

2 (敷地西側)	13台
合 計	74台

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前)

保管施設No.	容量
1 (建物北東側)	8.4㎡
2 (建物北東側)	12.6㎡
合 計	21.0㎡

(変更後)

保管施設No.	容量
1 (建物北東側)	8.4㎡
2 (建物北側)	12.6㎡
合 計	21.0㎡

4 変更年月日

平成27年10月1日

5 届出年月日

平成27年4月10日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号  
 広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年度4月15日から平成27年8月17日まで  
(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年8月6日を除く。)

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年8月17日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第210号

平成27年4月15日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 Jゾーン大町
- (2) 所在地 広島市安佐南区大町東三丁目1329番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社フォーライフコーポレーション  
 代表取締役 和泉 一之  
 広島市中区舟入中町11番2号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
株式会社リックコーポレーション	代表取締役社長 川西 良二	岡山市北区下中野465番地の4	
株式会社イトウゴフク	代表取締役 伊藤 龍夫	岡山市南区千鳥町5番1号	平成26年10月1日退店

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
株式会社リックコーポレーション	代表取締役社長 川西 良二	岡山市北区下中野465番地の4	
株式会社松屋	代表取締役 奥畑 貴徳	広島市西区商工センター三丁目6番30号	平成27年3月21日入店

4 変更年月日

上記3のとおり。

5 届出年月日

平成27年4月10日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成27年度4月15日から平成27年8月17日まで。  
ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規

模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成27年8月17日
- (2) 提出先  
〒730-8586  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第211号

平成27年4月15日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市東区中山北町の306番2の一部、1372番4の一部、2641番及び2642番の一部並びに306番2の地先水路

2 開発面積

7,401.75㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

呉市倉橋町18243番地  
株式会社大竹山工業所  
代表取締役 大竹山 眞之介

4 検査済証交付年月日

平成27年4月15日

広島市告示第212号

平成27年4月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名 称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
はしもと内科	広島市中区吉島東一丁目27-20	平成27年3月1日 平成33年2月28日
上田循環器八丁堀クリニック	広島市中区八丁堀14-7 八丁堀宮田ビル5階	平成27年4月1日 平成33年3月31日